

# ヘーゲル法哲学講義録1819／20年について

牧 野 広 義

## はじめに

ここで取り上げるヘーゲル法哲学の講義録は、ディーター・ヘンリッヒ編『ヘーゲル法哲学講義録1819／20年』（ズーアカンプ・フェアラーク、1983年）<sup>1)</sup>である。私は、中村浩爾、形野清貴、田中幸世の各氏と共同で本書の翻訳を行い、その訳書を法律文化社から出版した<sup>2)</sup>。その中で形野清貴氏とともに「訳者解説」を執筆し、この講義録の特徴を紹介した。しかしここでは、この講義録の理論的内容やヘンリッヒによる「編者序論」の主張を検討することはできなかった。そこで、本研究ノートで、この講義録の理論的内容をめぐる問題を中心に論じたいと思う。（なお、小論での講義録の説明においては、形野氏と共同で執筆した先の「訳者解説」を利用しており、それと一部重複することをご了承ください。）

## I ヘーゲル法哲学講義録 1819／20年の出版の経過

この講義録は、ヘーゲルがベルリン大学で1819／20年の冬学期に「自然法と国家学あるいは法哲学」という題目で行った講義の筆記録である。講義は、1819年の10月25日から1820年の3月18日まで、クリスマス休暇を挟んで、週5回ずつ16時から17時まで行われた。この講義には53名の聴講生がいたが、この筆記録を作成した学生の氏名は不明である。

講義の聴講生でありノートの筆記者である学生は、このノートを職業的な筆耕者によって講

義録として完成してもらった。この講義録は、「法哲学と政治学、ヘーゲル教授によって1819／20年冬学期にベルリンにて講義される」という表題のついた冊子として製本されて、保存された。それがその後、どのような経緯をたどったかは不明であるが、ある時期にアメリカに渡って、1896年以来インディアナ大学のリリー文庫の所蔵となった。

その後、1970年代に、ドイツの研究者によって、アメリカに渡ったヘーゲルの資料を探索する努力が行われた。この講義録は、その組織的な探索とは別に、ヘンリッヒの問い合わせによって発見されたのである。しかし講義録の原本は、そのままでは理解しえない箇所もあり、また清書に当たってノートで使用された略語の解説に混乱もあった。そのため、ヘンリッヒは講義録の原本に多くの校訂を加え、また編者による解説の根拠を示すなど多数の注釈を付け、さらに長文の編者序論を本文の前において、1983年に出版したのである。その意味で、本講義録は、元のノートの筆記者名も不明なこともあり、「ヘンリッヒ版」と呼ぶのがふさわしいであろう。ヘンリッヒも「編者序論」の最後で、草稿の出版とその「後見役」(Curator)の承認について謝辞を述べている(S. 38, 285ページ)が、本講義録はヘンリッヒの編集に負うところが大きいと言える。

## II ヘーゲル『法哲学要綱』と 本講義録との関係

ヘーゲルは1820年に（1821年と印刷して）

『法哲学要綱あるいは自然法と国家学概要』<sup>3)</sup>を講義用のテキストとして出版した。1819/20年講義録は、その直前の講義録であり、またヘーゲルの法哲学に関する第3回目の講義録となる。その点で、この講義録は、出版された著作との関連でも、またヘーゲルがハイデルベルク大学やベルリン大学で行った他の「法哲学講義」と比較する上でも、興味深いものである。

ヘーゲルが7回にわたって行った「法哲学講義」とその筆記録、および『法哲学要綱』を年代順に並べると、次のとおりである。第1回講義はハイデルベルク大学であり、その後はすべてベルリン大学である。なお第7回講義はヘーゲルの死亡(1831年11月14日)によって、わずか2回で中断された。

- |           |  |
|-----------|--|
| 第1回講義     | 1817/18年冬学期<br>ヴァンネンマン筆記録                |
| 第2回講義     | 1818/19年冬学期<br>ホーマイヤー筆記録, ヴァン<br>ネンマン筆記録 |
| 第3回講義     | 1819/20年冬学期<br>筆記者不詳, リンギア筆記録            |
| 『法哲学要綱』出版 | 1820年12月                                 |
| 第4回講義     | 1821/22年冬学期<br>(筆記録は未公刊)                 |
| 第5回講義     | 1822/23年冬学期<br>ホトー筆記録, ハイゼ筆記録            |
| 第6回講義     | 1824/25年冬学期<br>グリースハイム筆記録                |
| 第7回講義     | 1831年冬学期<br>シュトラウス筆記録                    |

このように、ヘーゲルは彼の「法哲学」をまず講義によって展開したのであり、『法哲学要綱』は講義用のテキストにすぎない。その点で、ヘーゲルの没後、「故人の友人の会」によって最初のヘーゲル全集が刊行された際、『法哲学要綱』を編集したエドゥアルト・ガンスは、ホトーやグリースハイムの筆記録の一部を各パラグラフの「補遺」として追加したのである。それがその後の版でもほぼ踏襲されてきた。しかし今日、ヘーゲルの「法哲学」の理解

にあたっては、その内容の理解のためにも、その形成・展開過程をとらえるうえでも、各講義録の研究が不可欠となっている。第3回講義録はその中の重要な位置にあると言える。

また、第3回講義は、その時期の政治的背景との関連でも重要である。

この講義の開始の前には、ブルシェンシャフト(学生連盟)の活動家ザントによるロシア公使館顧問コツツェブー殺害事件(1819年3月)があり、これを機に、ブルシェンシャフトの活動家や彼らを支持する教授らに対する政府の弾圧が強化された。ヘーゲルの友人のアスヴェルスの逮捕(4月)、弟子のヘニングの逮捕(7月)、友人のウルリヒの逮捕(7月)、同僚のデ・ヴェッテ教授の解任(9月)などが続き、ヘーゲルは彼らの支援のために尽力している。また講義期間には弟子のカロヴェも当局による調査を受けている(11月)。

そして、メッテルニヒの神聖同盟のもとで、出版物の検閲強化などを含む「カールスバート決議」(1819年8月)が行われ、これがフランクフルト連邦議会の決議ともなった(同年9月)。ヘーゲルは、『法哲学要綱』を同年秋に出版することを告げ(1819年3月26日付けニートハンマー宛書簡)、また冬学期の講義を「近く出版される要綱による」と発表していたにもかかわらず、その出版は延期された。そして彼は、「私は連邦議会の決議が到着したときに、印刷に回そうと思いましたが。今や我々はどこに検閲からの自由をもっているかを〔知っている〕ので、今や私は〔それを〕近々印刷に回すでしょう」(1819年10月30日付けクロイツァー宛書簡)と言っていたが、その出版は翌年の12月末となったのである。

第3回講義は、ヘーゲルがこのような政治的背景のもとで『法哲学要綱』の出版を準備していた時期と重なる。この講義と著作との異同は興味深いものである。この点で、ヘーゲルの第2回、第5回、第6回、第7回の法哲学講義録を編集し、また後に第1回講義録も編集した、カール・ハイムツ・イルティングは、ヘーゲル

の講義録におけるリベラルで進歩的傾向と、著作における保守的な傾向との相違を、「ヘーゲルの政治的立場の変更」として、その政治的背景から説明した<sup>4)</sup>。彼は、ヘーゲルが『法哲学要綱』の出版に当たって、原稿を改作して、復古政治に順応したと主張する (S. 102)。このような仮説の当否を検証するうえでも、本講義録は極めて重要な位置を占めている。

### Ⅲ 本講義録の文献学的評価について

次に、本講義録の文献学的な信頼性にかかわる評価の問題に触れておきたい。

この講義録が出版された直後、日本では加藤尚武氏が「いま新しい資料は真のヘーゲル像の薄皮を一枚一枚はがすように明らかにしつつある」<sup>5)</sup>と評価した。

またこの講義録は内外のヘーゲル研究者によって広く利用されてきた。

しかし、ドイツの研究者から、この講義録の文献学的な信憑性について、強い疑義が提出されていた。ポッフムのヘーゲル・アルヒーフの研究者 (当時) のエリザベート・ヴァイサーローマンは、①この講義録は、パラグラフによる編成になっておらず、むしろ講義の後で前年の講義録からパラグラフ数字が付け加えられたこと、②この講義録の「法哲学と政治学」という表題はヘーゲル自身の講義題目とは異なり、むしろ弟子のレオポルド・フォン・ヘニングが「政治学と自然法」という題目でヘーゲルの復習講義をしていたことから、この講義録はそれらの「資料の寄せ集め」であると評価した<sup>6)</sup>。

同じくヘーゲル・アルヒーフの所長 (当時) のオットー・ペゲラーも、文献学的には同様の評価をし、このような「資料の寄せ集め」において体系化の道程のための議論をしようとするのは無駄な努力である、と論じた<sup>7)</sup>。

これらの文献学的な評価は、その後、日本でも紹介されてきた。山崎純氏は、本講義録に対するヴァイサーローマンらの評価を踏襲しながら、さらに、ヘンリッヒがこの講義録に貧民

の革命権を読み込む解釈をしていることも根拠にして、そのような講義はブルシェンシャフトのメンバーでありデマゴグの容疑で投獄された経歴をもつヘニングのものであった可能性が高い、と述べている<sup>8)</sup>。

しかも、この講義録については編者のヘンリッヒ自身が次のように指摘している。すなわち、元のノートを手記した学生は、講義課程の最初のころはヘーゲルの講義を理解できず、十分な熱意もなく、おそらく数時間は欠席したと思われる。しかもその学生の依頼で職業的な筆耕者が筆記録を完成させたのであるが、そのさい、筆耕者によるノートの解説や筆記にも少なからぬ問題点があった。そのためにヘンリッヒはその原文草稿の校訂のために多大の努力を行ったのである。このような事情も、この講義録への文献学的な信頼性を減じるものとなってきた。

しかしながら、1997年になって、同じ第3回講義についてのヨハン・ルドルフ・リングアによる筆記録が発見され、2000年に出版された<sup>9)</sup>。これによってヘンリッヒ編の講義録に対する文献学的な信頼性は大きく変わった。ヘンリッヒ編の講義録がヘーゲル自身による第3回講義の筆記録であることが確認されただけでなく、ヘンリッヒによる校訂の妥当性も裏付けられたと言える。これらについてはヘンリッヒが本講義録訳書の「日本語版への序文」の中で述べているとおりである。

このリングア筆記録の編者は、緒論で次のように述べている。「この〔リングア筆記録の〕幸運な発見によって、今や同じ講義の二つの筆記録が利用できる。それらは興味深い仕方で補完しあっており、それらの比較によって元の講義テキストをそれに近い形で再構成することができる。二つの講義録は、一部では、個々の命題の言葉づかいや定式化まで一致しているのが確認され、別の文章では、違った仕方の細部表現や議論や思考過程を書き留めたり、異なった力点を置いたりすることによって、内容豊かな補完関係を示している。しばしば、一方の草稿

において不明確なままな個所を、比較によってはっきりさせることが可能である。ヘンリッヒが聞き間違いや読み違いとして注記した、明らかに誤りのある定式化のいくつかは、リングアの該当個所によって直接に訂正されうる。逆に、リングアの草稿において空白の（明らかに後から補充されることになっていた）ページによって表示されている、かなり長い脱落は、ヘンリッヒ版によって補完されることができる」（S. XVII）。

このようにして、ヘンリッヒ版とリングア筆記録とは相補ってヘーゲルの第3回講義を再現するものとなっているのである。

#### IV 本講義録の特徴

本講義録は、形式上、法哲学の他の講義録や著作と違って、パラグラフ（§）区分による展開になっていないのが大きな特徴である。著作の出版以前の講義録は、ヘーゲルが口述筆記させたパラグラフに分けて展開され、また諸作の出版後の講義録ではテキストのパラグラフに対する解説の形を取っている。それらに対して、本講義録では、パラグラフの区別がなく、各章、各節の内容が連続して論述されている。

本講義録がそのような形式を取ったのは、ヘーゲルが講義予告において「近く出版される要綱による」としているように、著作の出版が近いことを前提にして、あえて時間のかかるパラグラフごとの口述筆記を行わなかったからだと考えられる。この点はヘンリッヒも述べている（S. 28, 275ページ）とおりでである。

しかしヘンリッヒが言うように、ヘーゲルが講義のスパイを気遣って、パラグラフの口述筆記という確定的な記録を残そうとしなかった（*ibid.*, 同上）からかどうかという点は疑問である。講義そのものが極めて明快であることを考えると、この推測は妥当ではないように思われる。むしろ、ヘーゲルは、パラグラフによって講義内容が分断されるよりも、連続した思考の流れの中で講義を展開することを主眼とした

からだと言えるであろう。このような講義形式は、「歴史哲学講義」、「美学講義」、「宗教哲学講義」、「哲学史講義」でも取られており、それらの人気は高かったのである。

そして本講義録は、口述筆記やパラグラフによる展開でないために、ヘーゲルが具体例や歴史的事例を交えながら平易に講義し、それを学生が聞き取ってノートしたものが基礎となっている。そのため、学生がどこまで正確に聞き取ってノートしたか、個々の用語や命題がどこまでヘーゲル自身のものに忠実か、という文献学的な問題点は残る。実際に、同じ第3講義の筆記録でありながら、ヘンリッヒ版とリングア筆記録では、少なからぬ相違点があるのである。

しかしながら、ヘーゲルの連続的な講義からくる論述の流れ、平易さ、論述の中に織り込まれる具体例の豊富さなどは、本講義録の重要な魅力になっているのである。そして、ヘーゲル法哲学の理論的な論点においても、本講義録は独自の論点を提供しており、その内容も十分に検討されるべきであると思われる。

#### V 本講義録の理論的諸問題

本講義録の理論的特徴について、ヘンリッヒも編者序論で詳細に論じている。ここでは、ヘンリッヒの主張も含めて検討しておきたい。

##### 1. 理性と現実の二重命題

まず、本講義録で注目されるのは、「緒論」における理性と現実との一致を説く二重命題である。『法哲学要綱』「序文」における「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」（S. 24, 169ページ）という命題は、ヘーゲルの言葉の中でも特に有名で、さまざまな議論を呼んだものである。ヘーゲルは『エンチクロペディー』第二版（1827年）および第三版（1830年）<sup>10)</sup>において、その「序論」第6節で、注釈を加えて「この簡単な命題が幾人かの人を驚かせ敵意をおこさせた」（S. 47, 69ページ）として、その命題について説明を行って

いる。

それに対して、本講義録では、この命題は「理性的なものは現実的になり、現実的なものは理性的になる」(S. 51, 5ページ)と表現されている。著作の「ある」(sein)が本講義録では「なる」(werden)と表現されるだけで、この命題ははるかに明快なものになっている。

ヘンリッヒは、著作の二重命題は「歴史理論的に始められながら、「制度理論的に」定式化され、「勅命的・宣言的」な響きをもっているが、それに対して本講義録の二重命題は「純粹に歴史理論的な意味」において現れ、「理性形態の現実化への運動」と「現実の理性形態化の運動」を理性過程の二つの側面として把握する論理から生じている(S. 14, 261-262ページ)としている。

しかし、このようなヘンリッヒの理解には問題があると思われる。

第一に、ヘーゲルの法哲学を貫く論理は、現実の論理構造を把握するものであって、歴史理論ではなく、また制度理論という理解も狭すぎると思う。ヘーゲルが「法哲学」(哲学体系上は「客観的精神」)として論じる、「抽象法」、「道徳」、「人倫」(「家族」、「市民社会」、「国家」)という体系は、近代社会における理性的かつ現実的な原理を論じたものであり、決して歴史理論でも単なる制度理論でもない。

第二に、二重命題における「理性的なもの」の現実化は、ヘンリッヒが言うように「意識の優位性」や「意識から生じる」(ibid., 261ページ)ことを意味しない。ヘーゲルにおいて「理性的なもの」とは、現実を支配し、現実に現れる存在論的原理を意味する。そのことは、著作の「序文」における「存在するところのものを概念的に把握するのが、哲学の課題である。なぜなら存在するところのものは理性だからである」(S. 26, 171ページ)という言葉からも明らかであろう。また、そのことを言うために、ヘーゲルは『エンチュクロペディ』での説明では「神の世界支配」(S. 47, 69ページ)という宗教的表象を想起させている。宗教での「神」

はヘーゲル哲学では「理性的なもの」を意味する。「理性的なもの」はそのような現実の理性的原理なのである。

第三に、したがって、二重命題における「ある」よりは「なる」の方がはるかに分かりやすいとはいえ、そこに根本的な差異があるわけではないと思われる。「なる」という命題も、ヘンリッヒの言うような歴史理論的なものではなく、理性が現実を支配しているからこそ、理性が現実化するとともに現実が理性化するという、あくまでも存在論的な論理として理解されなければならないであろう。他方で「ある」という命題においても、ヘーゲルにおける「存在」とは決して静止したのではなく、不断の運動の中にあり、可能性が現実性に転化する必然性の中にあるものであるから、ここでも理性的なものの現実化と現実的なものの理性化の運動が理解されるべきであろう。

しかも、同じ第3講義の筆記録でありながら、リングア筆記録においては、理性と現実の二重命題は「理性的なものは現実的であり、逆もまた然り」(S. 51)となっており、著作と同じ「ある」という命題表現となっている。この点で、ヘンリッヒ版における「なる」という命題は、文献学的な不確実性を残していると言わなければならない。

いずれにしても、本講義録における理性と現実の二重命題は、ヘーゲルの主張の理解を助ける重要な手がかりではあるが、しかし、それを著作における二重命題と対立的にとらえることはできないであろう。

## 2. 道徳における緊急権と、市民社会における貧困と緊急権

ヘーゲルの若い頃からの問題意識である宗教への批判とカント道徳哲学への批判は、本講義録においても明確である。このことはヘンリッヒの指摘するとおりである。しかしながら、「道徳」における「緊急権」(Notrecht)と、「市民社会」における「緊急権」への言及についてのヘンリッヒの解釈は、検討を要すると思

われる。

ヘーゲルは、本講義録の「道徳」において、意志のもつ特殊性の権利との関わりで、生命が危機に陥ったときに、生命を維持するために要求される「緊急権」について述べている。そして「緊急権は市民的立法についても是認される」(S. 100, 54ページ)としている。さらにヘーゲルは「市民社会」で、富の蓄積と貧困の蓄積を論じ、「賤民」の発生を論じた上で、「これまで緊急権は一時的な必要に関わると見なしてきました。ここではもはや窮乏(Not)は単にこうした一時的な性格をもつものでありません」(S. 196, 140ページ)と述べている。

ヘンリッヒは、ヘーゲルのこの議論について、「貧困は市民社会において、自由な人々の意志の表現を阻んでいる秩序に対する反抗の権利をもつ」(S. 20, 267ページ)という結論を導き出すものだ、という解釈を行っている。しかもヘンリッヒは、「ヘーゲルが革命を単に歴史的事実や必然性として把握するだけでなく、彼にとって現在のものである制度の体系的な分析から革命権を獲得し説明しているところは、ヘーゲルの他の著作にはない」(ibid., 同上)と言う。

しかしながら、ヘーゲルの言う「緊急権」を「抵抗権」や「革命権」に結びつけるこの解釈には、やはり無理がある。ヘーゲルは、「道徳」において意志の特殊性の権利としての「緊急権」は「市民的立法」においても認められているとし、さらに「市民社会」における貧困の中では、それはもはや一時的なものではなくなっていることを論じているのである。確かにヘーゲルは、「貧困が法の不承認という賤民性の基礎にある」(S. 196, 140ページ)として、貧困問題が市民社会の法的秩序をも不安定にすることを指摘している。しかしそれは決して貧民の革命権の主張につながるものではない。何でも金で買えると考える金持ちについても、ヘーゲルは貧者と同様の「賤民性」を見るのである。こうして、ヘーゲルが言いたいことは、「貧困と富とが、市民社会の破滅をもたらす」(ibid.,

同上)ということであり、貧困対策が緊急で不可欠な課題であるということである。にもかかわらず、市民社会内部にはそれを解決する資産・能力はない。ここからヘーゲルが引き出すのは、貧民の抵抗権や革命権ではなく、直接には海外の植民地建設であり、さらに根本的には市民社会を超える「国家」の必然性である。『法哲学要綱』には本講義録のような「市民社会」における「緊急権」の議論はない。その点で、本講義録における議論は、市民社会の矛盾をいっそう際立たせるものである。だからといって、そこに抵抗権や革命権を読み込むテキスト上の根拠はなんら存在しないと言わなければならない。

### 3. 君主権とヘーゲルの政治的立場について

さらに、本講義録について注目すべき論点の一つは、君主権の形式性をめぐる議論である。ヘーゲルは次のように言う。「主権とは、要するに最終的な決定者です。国家の中で行われるすべてのことは君主の名前と権限に基づいて行われます。その名前は最終の決定を含んでいます。その名前は、個別的なものを個別的なものとして取り上げるに至った表象の記号です。——裁判官は完全に独立しているにもかかわらず、君主の名前において判決を下すのです」(S. 250f., 190ページ)。

この言葉について、ヘンリッヒは、「君主の署名の役割は、国家の決定能力にとって単なるシンボルにしか見えないほど、格下げされている」(S. 25, 272ページ)と言う。その際、ヘンリッヒは、ホトーによる第5講義の筆記録における有名な表現、つまり君主は「然りと言って、iの点を打つ(画竜点睛を打つ)」という表現と比較している。ヘンリッヒは、ホトー筆記録においても、ヘーゲルの立場の「二義性」を免れているわけではなく、もしも君主が「然り」を拒否した場合に、いかにして必要な決定に至るのかを問うことは全く正当であった(ibid., 同上)と述べている。しかしこの「二義性」という点では、君主の署名を「記号」と

表現したとしても、君主が署名を拒否した場合を仮定すれば、やはり「iの点」の比喩とそれほど変わらないであろう。

しかし、いずれにしても、プロイセン政府による「デマゴグ狩り」のさなかで、しかも『法哲学要綱』の出版直前における本講義録においても、君主権の形式性の主張は明確である。しかも、この主張が第5講義では「iの点」となるのであり、ヘーゲルの講義における立場は一貫していると思われる。しかし出版された『法哲学要綱』では、君主権の形式性についてのヘーゲルの明確な主張は見られない。この点で、イルティンクがヘーゲルの講義での主張と著作での主張との相違を指摘したことは重要である。しかし、それがヘーゲルの「政治的立場の変更」と言えるかどうかは疑問である。

この点で、ヘンリッヒは、ヘーゲルが検閲を考慮して、表現に配慮しなければならなかったとしても、「ヘーゲルが君主政主義者であったのは、決して政治的傾向からではなく、理論的義務であった」(S. 31, 278ページ)と述べている。この指摘は妥当であろう。

ヘーゲルにとって理論的に重要なことは、立憲主義に則った君主政、すなわち「立憲君主政」の政治体制の確立であった。当時、「神聖同盟」による復古政治の中で、専制君主政へと歴史を逆転させる主張が横行する中で、それを批判して、立憲君主政を擁護するという論点は、著作の中でも貫かれている。著作における君主権の形式性の主張の後退や、議会の選挙に対する否定的な見解の強調(S311)などは、その限りで、検閲への「順応」として理解しえても、ヘーゲルの「政治的立場の変更」とは言えないと思われる。

ここでは、イルティンクが提起した問題を十分には考察できない。しかし『法哲学要綱』出版の直前の本講義録の内容と著作の内容とを対照しながら読むことによって、ヘーゲルが『法哲学要綱』で何を主張したかったのか、また検閲や「デマゴグ狩り」などを考慮して、何を活字として公表し、何を公表しなかったのか、

などを知ることができるのである。ヘーゲル法哲学について、その講義録の全容が明らかになりつつある現在、それらと著作との関係をいつそう明確にする研究が期待されるところである。

## 注

- 1) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Philosophie des Rechts. Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift. Herausgegeben von Dieter Henrich, Suhrkamp Verlag, 1983.
- 2) ディーター・ヘンリッヒ編『ヘーゲル法哲学講義録1819 / 20』中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸世訳、法律文化社、2002年。引用に当たっては、本文中で原書のページを「S.」で、翻訳のページを「ページ」で示す。
- 3) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse. G. W. F. Hegel, Werke in zwanzig Bänden. Band 7. Suhrkamp Verlag, 1970. ヘーゲル『法の哲学』藤野渉・赤澤正敏訳、『世界の名著ヘーゲル』岩崎武雄責任編集、中央公論社、1967年、所収。引用に当たっては、本文中に原書および翻訳のページ、ないしパラグラフ(S)を示す。
- 4) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie, 1819-1831. Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting. Fromman-Holzboog. 1973. Erster Band, Einleitung. Die „Rechtsphilosophie“ von 1820 und Hegels Vorlesungen über Rechtsphilosophie.

イルティンクの問題提起をめぐるドイツでの論争については、権左武志「ヘーゲル法哲学講義をめぐる近年の論争」(1)(2),『北大法学』第41号, 42号, 参照。またイルティンクの主張への批判的検討については、水野建雄「ヘーゲル『法哲学』の生成と理念(序)——イルティンク・テーゼとその批判——」筑波大学哲学・思想学系編『哲学・思想論集』第12号, 1986年, 参照。さらに、イルティンクの問題提起を生かした分かりやすい解説として、福吉勝男『ヘーゲルに還る』中公新

書, 1999年, がある。

- 5) 加藤尚武「ヘーゲル哲学と近代社会の規範原理」『書齋の窓』有斐閣, 1984年, 3月。加藤尚武『哲学の使命』未来社, 1992年, 272ページ。
- 6) Elisabeth Weisser-Lohmann, *Hegels rechtsphilosophische Vorlesungen. Zeignisse, Manuskripte und Nachschriften. Hegel-Studien Band 26*, Bouvie Verlag, 1991, S. 65f.

なお、『ヘーゲル法哲学講義録1819/20』を翻訳している私たちのグループが1999年9月にドイツを訪れた折りに、ハーゲンにある通信教育大学 (Fern Universität) に留学されていた本学の尼寺義弘教授から、同大学に勤務されているヴァイサーローマン女史を紹介していただいた。そしてヴァイサーローマン女史からヘーゲル法哲学の文献学的な研究などについて詳しくお話をうかがうことができた。ヘーゲルの講義の筆記録における Mitschrift と Nachschrift の区別, 弟子による復習講義 (Repetitorium) などの説明は大変参考になった。その際, 日本語の堪能なローマン・エフナー

氏にもお世話になった。この場を借りて, ヴァイサーローマン女史, 尼寺教授, エフナー氏にお礼を申し上げたい。

- 7) Otto Pöggeler, *Nachschriften von Hegels Vorlesungen, Hegel-Studien Band 26* Bouvie Verlag, 1991, S. 166.
- 8) 山崎純「講義録新資料にもとづくヘーゲル像の刷新——後期発展史研究の前進のために——」『ヘーゲル哲学研究』第2号, 1996年, 97ページ。
- 9) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Vorlesung über die Philosophie des Rechts. Berlin 1819/20. Nachgeschrieben von Johann Rudolf Ringier. Herausgegeben von Emil Angehrn, Martin Bondeli und Hoo Nam Seelmann, Felix Meiner Verlag, 2000.*
- 10) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse (1830). Erster Teil. Die Wissenschaft der Logik. G. W. F. Hegel, Werke in zwanzig Bänden. Band 8. ヘーゲル『小論理学』上, 松村一人訳, 岩波文庫。*

(2002年6月12日受付)